

〔書評と紹介〕

八戸の歴史叢書

『八戸藩遠山家日記』第八卷

清水翔太郎

本叢書は八戸市立図書館所蔵「遠山家日記」（全一一一点）の内、安政六年（一八五九）から慶応元年（一八六五）までの一〇点を翻刻して収録したものである。遠山家は当該期において知行高一二五石を有し、八戸藩内では上級家臣であった。八戸藩は地方知行制をとっていたので、遠山家も一〇〇石は地方知行であった。寛政四年（一七九二）に七代遠山庄右衛門により書き始められた日記は、文政二年（一八二九）以降は八代庄太夫が、さらに本八巻では安政五年に家督相続した九代庄七が書き継いでいる。なお既刊の一卷から六巻については、福井敏隆氏（本誌第一四四号、二〇一七年）、七巻については本田伸氏（本誌第一四六号、二〇一九年）が紹介しており、「遠山家日記」を用いた成果として三浦忠司氏の『八戸藩「遠山家日記」の時代』（岩田書院、二〇一二年）がある。これらも参照されたい。まずは解題を参考に藩主南部信順及び遠山庄七の居所を適宜補足しながら本巻の内容を紹介したい。

安政六年、前年末に納戸役に就いた遠山庄七は、五月八日に江戸に到着し、翌万延元年（一八六〇）五月まで江戸勤番を務めている。この間の勤番日記に庄七は、横浜開港後、外国人見物のために外出する様子や桜田門外の変の噂などを記している。一方で藩主信順は在国中であった

ためその動向に関する記述は薄い。信順が江戸に出府したのを受けて庄七は八戸に帰着したので、万延元年も同様であった。

万延二年四月から庄七は再度江戸に登り、この時は信順も在府中であつたため外出に同行し、その様子を日記に付けている。信順は薩摩島津家から養子に入ったこともあり、生家の姻戚大家を中心とした交流を行っていたことが窺える。またこの年、信順は侍従に破格の昇進をした。

翌文久二年（一八六二）、信順は一〇月まで江戸に在府したが、庄七はそれに先立ち四月二五日、八戸に帰着した。八戸では七月になると、異国船渡来による世情の変化から、家中に対して質素儉約に努め、武事を磨くべきことが達せられた。文久三年には、前年の参勤交代制の緩和もあり、信順の正室と娘が八戸に居を移した。信順は七月から八月にかけて江戸に出府したが、庄七は国許にあつた。

元治元年（一八六四）三月に庄七は八戸を発ち、四月から江戸勤番を務めた。六月には信順も出府したが、道中不穩により小山宿まで鉄砲・槍を持った足軽が遣わされた。在府中にも禁門の変の影響があり、治安の悪化による警備の問題等について庄七は記している。翌元治二年四月には、信順の八戸下向に庄七も同道することになり、江戸出立の前日での日記の記述は終わる。

以上が本巻の概要である。次に、当該期に遠山家当主であつた九代遠山庄七について紹介しておきたい。庄七は文政八年（一八二五）、七代庄右衛門の七男として生まれた。八代庄太夫は子がなかったため、最初弟直理を嫡子としたが、弘化二年（一八四五）五月に直理が不行跡により廃嫡されたため、庄七が嫡子となった（五巻―四六三頁、以下『遠山

『家日記』を参照した場合、巻数―頁数を記す)。安政三年以降、当主庄太夫が病に臥すことが多くなったため、四月には庄七が「家内相続筋」の世話をする事となり(七一三四九)、出仕はせずとも家政を担っていたようである。その一方で日記は庄太夫が記していたが、安政五年四月八日には病気の庄太夫に代わり庄七が書き継ぐこととなり(七一五七〇)、七月には庄太夫の隠居により家督を相続した(七一六〇八)。そして十一月には納戸役を命じられた(七一六四九・六五〇)。

「遠山家日記」の特徴の一つとして、当主が江戸勤番の際には、家政の代行者が八戸の出来事を記していたことがある。本巻でも庄七が八戸を留守にしている期間、安政六年四月から万延元年六月(①)、文久元年四月から六月(②)、元治元年三月から七月、及び慶応元年三月一日(③)は、当主以外の人物が日記を付けている。この点について解題では、元治元年七月三日条に庄七妻の出産について「御姉様出産」と記してあることから、庄七妻の実家中里市太夫家の弟が留守中の日記を記した可能性があると言及する。しかしながら、親類とは言え、遠山家の外部の者が年貢徴収をはじめとした家政を代行し、日記を付けることができたのか、疑問が残る。③については、簡略な記述であるが、①・②については遠山家の家政を詳細に記述している。このことから代行者は少なくとも遠山家内に二人いたと考えべきであろう。

この代行者を探る手がかりとして、①・②については記述内容が詳細であること、庄七は兄直理に対して様付であったのに対し、敬称を付していないこと(安政六年八月九日条等)から、隠居の八代庄太夫であると考えられる。また②について、文久元年六月二九日で記述は終わり、

その後の八戸の日記が残されていないことにも注目したい。これは庄太夫が七月一日に病に倒れ、その日の内に没したことによるのだろう。庄七の勤番日記には「父上様当月朔日晝七時より之急御病氣」(三三〇頁)とあるので、前日の日記を付ける間もなく没したものと考えられる。庄太夫は隠居後、体調が安定したため、当主庄七が不在の中で家政を代行し、その記録を残した。しかしながら庄太夫の没後、遠山家内に家政を代行できる者がいなかったことから、日記の記述も途絶えたのである。この時、嘉永五年(一八五二)に生まれた庄七の嫡子安次郎は一一歳と幼少であった。ただし、庄七の兄直理の子三五郎が、遠山家で養育されていたことにも注目する必要がある。

三五郎は父の廢嫡後、離縁した妻の実家で弘化二年(一八四五)に誕生し、遠山家に引き取られた(五一四九七)。当該期には一七歳になっていたことから、庄太夫の没後、部屋住でありながら家政の代行をしたが、日記を付けるまでの余力はなかったのではないだろうか。③の時期についても、安次郎は未だ幼少であったので、家政は三五郎が代行し、その記録を未熟ながら残したものと考えられる。先の解題にあった「御姉様」の呼称については、三五郎は庄七の甥ではあるが、庄太夫が引き取り養育していたことを考えると、三五郎が庄七の妻をこのように呼んでも不自然ではないだろう。元文元年三月二日条には「市太夫殿江御姉様御見舞御出被成候」とあり、中里市太夫の子が父を殿付で記すことは不自然であり、三五郎が庄七妻を「姉」として、その実家への外出を記録したとする方が自然であろう。ただし三五郎は斎藤伝右衛門の婿養子となり、十一月一九日に遠山家を去っている(六一二頁)。自らの養

子縁組もあつたことから、日記の記述は七月で途絶えたのであろう。このように当該期には、当主、あるいは成人した嫡子が不在の中で、隠居あるいは部屋住が遠山家の家政を代行し、その記録を付けていたと考えられる。

そもそも「遠山家日記」の性格として、遠山家が江戸定府を辞して八戸に居を移した寛政期から書き始められていることから、小領主としての側面に規定された部分が大きかったと考えられる。小領主として「家」を存続させなければならぬということが、遠山家の人びとに日記を書き継がせる原動力になったのであろう。ここまで述べてきたように、当主が江戸勤番で八戸を不在にしている時期には、本巻では隠居と部屋住が家政を代行して日記を記したことが窺われるが、他巻では嫡子が代行していた時期もある。小領主として日記を書き継ぐことが領地経営をはじめとした家政を遂行する上で、先例照会の面で役に立ったであろう。ただしそのみならず、日記を書き継ぐという行為が「家」を存続させる上で、当主及び嫡子の成長に寄与した側面もあつたのではないか。

遠山家嫡子による日記執筆に注目すると、庄七の場合、弘化四年五月に庄太夫が江戸勤番で八戸を發つたため、二四日から嫡子として日記を執筆している(五―五六九)。庄太夫が八戸に帰着するのは嘉永元年(一八四八)五月二日のことであり、庄七は五月五日まで筆を執っていた(六一―三〇)。このように庄七は、嫡子の時から当主の留守、あるいは病中に家政を担い、さらにその様子を日記に付け、小領主となるべく経験を積んでいたことがわかる。

庄七に限らず、八代庄太夫も嫡子であつた時分、父庄右衛門の江戸勤番に際して、文化二二年(一八一五)二月(二―四五三)から一四年四月まで(三―八九)、留守を預かり日記を執筆している。このように『遠山家日記』からは、嫡子が小領主としての務めを代行していることが窺われるが、当主不在にあつて、日記が大いに役立ったものと考えられる。過去の日記を参照して先例を学び、それに基づき自ら行動し、その記録を付ける。こうした一連の流れの繰り返しの中で遠山家の嫡子は成長し、家督相続後は出仕をして官僚としても経験を積んでいったと見て取れる。日記を書き継ぐという行為が「家」に規定された自己形成につながる。このように考えると本巻における庄七の記述は、嫡子の時から日記を付け、家政を遂行してきた経験の積み重ねの上に成り立ったものと言えよう。また三五郎のように部屋住も小領主としての経験を積んでいたが、それは養子先での家政を遂行する上でも役に立つたのではないだろうか。以上、雑駁なものとなったが、評者の誤解、誤読があればご海容願いたい。本日記が翻刻され、広く共有されることで、今後、近世の領主制や武家社会の問題について様々な視点から議論が深められることを期待して擲筆したい。

(A5判、六四三頁、八戸市立図書館、八戸市、令和元年九月三十日発行、二六二〇円(税込))

※注文は八戸市内の書店、または八戸市立図書館歴史資料グループ

電話・ファックス(〇一七八)七三―三三三四まで。

(しみず・しょうたろう 東北大学学術資源研究公開センター史料館学術研究員)